

医療機関の相続について その3

今月は相続税対策。

①土地の購入による評価引き下げ

相続財産を評価する際、路線価方式と倍率方式という2種類の評価方法があります。

路線価方式は公示価格の7割～8割と言われてい
ます。また倍率方式は固定資産税×何倍となるので、
土地の購入価格（時価）よりも低くなるのが一般的で
す。

②土地の利用形態の変更による評価引き下げ

土地は、どのように利用しているのかによっても評
価額が変わってきます。

例えば、持っている土地にクリニックを建てて診療
をしている場合は「自用地」となり、他人に貸してい
れば「貸宅地」、マンションやアパートを建てて貸し
ている場合は「貸家建付地」となり、其々評価を引き
下げることが出来ます。

③生前贈与による財産の減少

現在持っている財産を、時間を掛けて贈与して行く
パターンです。通常の贈与では、年額110万円まで
は基礎控除（税金の掛からない範囲）があるので、こ
の範囲内で現金を贈与したり、持分のある医療法人で
あれば出資金を相続人に贈与する事も考えられます。
また、相続時精算課税という制度もあり、利用できる
可能性はあるものの、メリット・デメリットは専門家
の意見を聞いた方が良いと思われま

今回の話でお気付きになられたかも知れませんが、
テナント開業の先生方はどうなのか、ですが、一般論
としての話よりすると該当項目があるかどうかとな
りますが、詳細に伺えれば対策はあるものと思われま
すので、お声を掛けて下さい。

支払いの早期化

オンライン請求のメリット

2010年7月分請求における電子レセプト請求普及
状況は、医科で89.4%（病院：98.9%、診療所：86.2%）、
歯科：10.1%、調剤：99.9%。これらに対し、現行制
度では診療翌々月の21日、国保の場合25～末日の支
払いとされています。

この支払い日を診療翌々月の15日払いにすること
を想定し現在審議されています。

実行の際の留意事項として事務局（厚生労働省）が
示した項目は、（1）早期化に伴う保険者の資金繰り、
（2）システム改修の必要性、（3）電子レセプトの
み早期化することにより、審査支払機関への納入が毎
月2回になることによる追加費用や事務コストの発
生。

審査支払機関に関しては、（1）審査日を確保した
上で、審査支払機関におけるシステム改修（約半年の
見込み）・業務フローの見直しを行う必要、（2）電子
レセプトのみ早期化することにより、請求・支払いが
毎月2回となることによる追加費用や事務コストの
発生。また公費負担医療に係わる支払いも同様に早期
化するよう、概算払いも活用しつつ早期化する方向性
で、担当部局と調整を行うとしています。

電子レセプト実施に当たっては、保険者や審査支払
機関には業務効率化のメリットがありましたが、医療
機関にはメリットがない状況です。医療機関側は、少
しでも早い支払いを要望しています。

ただし、支払い側は「大規模な健保組合では、1ヶ
月の支払金額が数十億円にも上る。たかが6日、され
ど6日。」と慎重な態度を崩していないため、さらな
る議論が待たれます。

Medical News 2010.11.1号

税理士法人CFTパートナーズ

株式会社クラウン経営サポート

〒541-0051 大阪市中央区備後町3-4-8 フクエイビル6階

TEL : 06-6228-3345 FAX : 06-6228-3346

E-mail : asou-tax@nifty.com <http://www.cft-partners.jp>